

2022（令和4）年11月15日

認知症鉄道事故裁判のもたらしたもの

認知症の人と家族の会愛知県支部会員
愛知県大府市 高井 隆一

1、父の認知症発症（H12.12）と私たちの行った在宅介護

- （1） 家族総動員の在宅介護---100人あれば100通りの介護（家族の会）
- （2） 父の強い外出願望と私たちの対応策
- （3） 父が行きたがった「あっちの家」と、生き活きと過ごした「住み慣れた家」
- （4） デイサービス施設通所に対する、父の強い抵抗と慣れ

2、突然の事故死（H19/12）と請求(H20/5)・裁判(H22/2～H28/3)

- （1） 家族が一瞬目を離した隙に一人で外出、隣駅構内の線路にて鉄道事故死。
- （2） ようやく傷が癒えてきた半年後、鉄道会社から720万円の請求があり、認知症であった旨のかかりつけ医の診断書を提出すれど、内容証明郵便が来るのみで、結局、一度の面談もないまま提訴された（現在まで面談のないまま）。
- （3） 第一審判決(H25/8)、控訴審判決(H26/4)と法曹界の見解
 - ・ JR東海は、専門医を受診すべきだった、特養に入所すべきだった、衣服に縫い付けた名札は「ただの甘えという他ない」、などと全額支払いを主張
 - ・ 私たちは、国の方針に沿って在宅介護していただいだけ、家族総動員で介護していた、一瞬も目を離さないのは困難、JR側にも施設管理責任があると主張
 - ・ 第一審名古屋地裁 全面敗訴判決「同居していた妻と、介護方針を決定していた長男に監督責任があった（民法714条）。720万円全額を支払え。介護に関与していなかった長女・次女・次男には支払い義務はない。」
関与すればするほど責任を問われる内容。在宅介護をする家族にとっては絶対にあってはならない判決。私は直ちに控訴した。
 - ・ 第二審名古屋高裁判決「妻は2分の1の、360万円を支払え」---「(JR東海は納得せず、直ちに上告した。あくまで全額支払いを求めた。)
 - ・ 当時の法曹界の見解；「当然の判決だ」「不法行為によって損害が出ているのだから被害者救済が正義だ。本人に責任能力がないなら家族が弁済するのは当然だ。」「控訴審判決は、介護の大変さにも配慮した、知恵を絞ったよい判決だ」
 - ・ JR東海「すべて請求し、大半の遺族は請求に応じて賠償している」
---「家族に監督責任で請求すればまず取れる。裁判やればまず勝てる」

- (4) メディアの大報道が開始された (H25/8～)
- ・これでは在宅介護はやれない、裁判所は認知症の人を閉じ込めておけというのか
 - ・認知症の人と家族の会 「家族に責任を押し付けた一審判決は取り消すべき」
- (5) 最高裁の画期的逆転判決(H28/3)--- 「私たち家族には責任がない」
- ・皆さんの大きな声が最高裁に届いた！--- 120年ぶりの初判断
 - ・介護の実態を総合的に考慮して責任を判断すべき。家族に責任はない。
 - ・これからが本番というときに、地域で在宅で安心して介護できる礎となる判決

3, 最高裁判決がもたらしたもの

- ・大報道の結果、認知症への理解が深まった。様々な議論、施策が一気に活発化したア、認知症条例の制定
 - ・愛知県大府市は全国初の「認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定。この条例に基づき様々な施策が具体化される。この機運は全国に波及。
- イ、被害者救済策の実施---認知症の人が保険に加入、保険料を市町村が負担し、認知症の人が与えた損害を補てんする仕組み。神戸市等多くの区市町村へ広がる。
- ウ、「徘徊」という言葉---不使用宣言広がる
- エ、保険商品の充実
 - ・認知症も広く保険の対象に。様々な商品が新規開発される

4, 認知症の人が安心して生活できるまちづくり---地域で支えるために

- (1) 偏見の払拭の必要性---認知症は恥ずかしくない！
- ・父の日課 (外でのごみ拾い、草むしり、植栽への水遣り) から思うこと。
父の認知症が広まっていくことの、家族のためらいと割り切り
 - ・認知症であることを知ってもらうことの重要性---地域で支える第一歩
- (2) 「よいお節介」を！
- ・認知症の人が一人で外出すれば、命の危険に直面する！
 - ・認知症サポーター 1405万人---今なら父は助かったかもしれない
 - ・見守り・SOSネットワークの重要性

「最後に」

勇気を持って声がけを！

---「今日は良い天気ですね。どちらにお出かけですか？」

以 上

高井隆一（たかいりゅういち）氏 略歴

- 1950年 愛知県大府市生まれ
- 1973年 中央信託銀行（現三井住友信託銀行）入社
取締役審査部長、執行役員不動産業務部長等を務める
- 2008年 認知症だった亡父の鉄道事故に関しJR東海より損害賠償請求を受ける
- 2010年 提訴され、第一審で全面敗訴判決となり、以降裁判で争う
- 2015年 帰郷し、愛知県大府市にて亡父の跡を継ぎ不動産事務所を開設
- 2016年 亡父の鉄道事故に関し最高裁にて逆転勝訴判決を得る
- 2018年 著書「認知症鉄道事故裁判」閉じ込めなければ、罪ですか？（ブックマン社）出版
- 2020年 NHK 総合「逆転人生」に出演
講演など、認知症への理解を深めるための活動を継続